



# そういうことね！倫理綱領



## 第4回 社会福祉学

倫理綱領の前文に「・・・社会福祉学を基盤とする精神保健福祉士の価値・理論・実践をもって精神保健福祉の向上に努める・・・」とあります。精神保健福祉士の価値や理論・実践の基盤に社会福祉学があるということで、改めて社会福祉学とは何かを大まかに見直してみました。

●部会で使用した資料（委員が順番に資料作成しています）

## 「社会福祉学」について

精神保健福祉士の倫理綱領の前文に「・・・社会福祉学を基盤とする精神保健福祉士の価値・理論・実践をもって精神保健福祉の向上に努める・・・」とあります。精神保健福祉士の価値や理論・実践の基盤に社会福祉学があるということで、改めて社会福祉学とは何かを大まかに見直してみます。

### ①社会福祉学とは

乳幼児・児童・少年・障害者・女性・高齢者・経済的困窮者などのいわゆる社会的弱者(制度的弱者)の福祉の増進と権利の擁護、およびそのための援助の方法、技術、また行政政策、福祉を考えた社会的な基盤と構造を考える学問。

### ②特色

さまざまな学問から理論や方法を取り入れて現実的実践課題に応えることを主にした学問で、援助実践の対象領域ごと(児童福祉、障害者福祉など)に専門分化されている。

### ③近年の状況

1980年代以降、社会福祉学の研究領域が社会保険や医療、看護と重なる傾向が強まる中、社会福祉学固有の視点の必要性を強く意識する必要性が出てきた。

最終的に「制度・政策」と「援助実践」を基本とする形になり、「援助実践」に社会福祉学の固有性を見出す傾向が強まった。

### ④まとめ

社会福祉学は、

- ・社会の現実的な課題に対応していくための学問。
- ・課題に対応するために社会学、経済学、心理学などさまざまな学問の理論を取り入れている。
- ・課題への対応は、主に制度や政策などへの公的な働きかけと、個別の援助など直接的な関わりに対する行われる。
- ・児童や障害者など、その実践の対象ごとに専門分化されている。

## 【感じたこと】

今回、調べる中で、結局のところ、社会福祉の原点は憲法に基づいているのだと改めて感じました。

※第25条(生存権)、第9条(平和的生存権)や第13条(幸福追求権)そして第8章(地方自治)など。

人それぞれが本来営むことができるはずの生活を送ることができない状態になった場合に、その対象となる人のおかれた立場に応じて制度や政策をどのように形づくるべきか、また資源を活用しながらどのように直接的な援助を行うか。対象がいわゆる社会的弱者という人であったり、マイノリティといわれる人であったりするため、援助する側とのパワーバランスは偏りがちになると感じます。

そのうえで、援助を行う側の価値や用いる理論、それにもとづく実践は自らが省みつつ、チェックされながら行われる必要があるのだと思います。

(担当) 竹宮/ 2023.12.8

## ●部会内で話し合ったこと

- ①社会福祉学とは・・・Wikipedia を参考に作成
- ②特色・・・さまざまな学問・・・教育学・経済学など  
⇒現実の課題解決
- ③近年の状況・・・参考文献「社会福祉学」：ソーシャルワーク、専門分化
  - ・社会福祉学の歴史が見えた。
  - ・個別対応、ケースワークで精一杯になってソーシャルアクションにつながっていないこともある。
  - ・社会福祉学も変遷しており、30 数年前の社会福祉とはいろいろな理論を唱える研究者がいたが、時代とともに変遷しているというのはある。
  - ・竹宮さんがまとめられたのはその通りだなと感じたところ。
  - ・一番私が分かりやすいなと思ったのは、「福」「祉」それぞれの漢字に幸せという意味がある。時代とともに変わるけれど、人の幸せを実現するための学問である。
  - ・日本国憲法がベース、それが実現できないために社会福祉学が出てきた。  
憲法でみんなが幸せになれたらいいけれど、例えば精神障害で差別偏見があって、経済的なところがうまくいけなくなると、それで精神衛生法ができて、精神保健法が出来てという形になって、クライアントを守るためにいろいろな形ができていく。
  - ・本来は日本国憲法で幸せに暮らせたらいけないから新たな法律ができていった、守るために整備されていく、それでも隙間がある方ということで生活困窮者の法律とかできた。福祉と言うのは時代によってニーズに併せて変化しないといけない、しなければならぬと思う。
  - ・OT や看護と違う社会福祉学基盤としたものと考えていたが、重なり合っていたものもあることが分かった。
  - ・「援助実践」から「ソーシャルワーク」につながっていった。時代と共に制度政策に重きを置いた時期もあった。援助実践、直接支援、間接支援、ソーシャルアクションを行うなど。

- 「制度・政策」と「援助実践」を基本とする形
  - 個別援助から発生した課題を地域の課題としてソーシャルアクションを行っていく。
  - ソーシャルアクションでは、弁護士会も発信（知的障害の権利擁護など）している。
  - 自己決定、援助技術としていつから「自己決定」というキーワードが出てきたか。
  - 基幹研修において全国協会の生涯学習のテキストも参考になることが分かった。
  - 最初からの考えとは思えない、失敗をしながら今に至ったのではないか？
  - 日本社会福祉学会の「社会福祉学」＝社会福祉学ではない。
  - 方法論・技術論はいろいろ出てくるが、価値は出てこない、実践をしていく中で「価値」が出てくるのではないか。
  - 普通と福祉＝幸せはそれぞれの時代に依りて変化していくことが分かる。
  - 社会福祉学も社会情勢に依りて変化しており、SDGs や多様性についても取り入れられるようになってきた。
  - 精神科病院の偏見は 30 年前に比べると減っているが・・・。精神障害者保健福祉手帳を取得してでも就労したいという人も増えている。
  - ソーシャルウェルフェアという考えも浸透してきているか。
  - 社会福祉のベースが憲法や文化など時代に依じた国固有のものもある。
  - 社会福祉については、歴史を遡ってみると日本では寺院での慈善活動など、仏教福祉をベースにしたものがあり、海外ではキリスト教をベースに友愛訪問活動などもあった。
  - 社会の現実的な課題に対応するのは、学問というよりは実践・解決していくための意味が強い。課題を解決していくためにはどうしたら良いか、社会的弱者やマイノリティの人たちをどう支援していくのか。意識しないとそういう人たちは見過ごされてしまう。
- ⇒みんなで口に出していきながら確認していく必要がある。
- ⇒このような勉強会をするのには意味があることと言える。
- 「課題への対応は、主に制度や政策などへの公的な働きかけと、個別の援助など直接的な関わりに対して行われる。」⇒社会福祉学の基盤となっているのではないか。
  - 倫理綱領の前文で「社会福祉学を基盤とする」と謳われた意味が見出された。